

第六十五回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 畑 和君

理事 岡沢 完治君

石井 桂君

唐沢俊二郎君

千葉 三郎君

水田 亮一君

松本 十郎君

村上 勇君

林 孝矩君

青柳 盛雄君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法法制調査部長 川島 一郎君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

最高裁判所事務 瀬戸 正二君

総局民事局長 牧 圭次君

最高裁判所事務 牧 圭次君

総局刑事局長 牧 圭次君

法務委員会調査 福山 忠義君

室長 福山 忠義君

委員の異動

三月十六日

辞任

高村 一郎君

中尾 栄一君

補欠選任

向山 一人君

中村 弘海君

同日 山手 満男君 唐沢俊二郎君

補欠選任

唐沢俊二郎君

中村 弘海君

向山 一人君

山手 満男君

中尾 栄一君

高村 一郎君

本日の会議に付した案件

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)

刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出第八一号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案並びに民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案の各案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。畑和君。

○畑委員 今度の法律によりますと、民事訴訟法のほうですけれども、期日の指定あるいは期日の変更または証拠の申し出、こういったものがしよつちゅうあるようでありませうけれども、その手数料を廃止することになっておりますが、この理由はどういうわけなのか。ある意味では期日の変更とか期日の指定、または期日の続行などについて手数料を負担させておたという事は、一種の制裁的な意味もあったのではないかと思ひます。そういうことだとすると、今回廃止したのは

それと別な何か理由があるのか。そのことからすれば逆ではないかという印象がするのです。たゞ、しよつちゅうあることであるから、これは一々印紙を張つたり何かするのは非常に煩瑣だ、こういうことであろうかと思ひますが、従来期日の指定や何かはそういう制裁的な意味も若干加わつておるのではないか。そういう点からすると、手数料に対するいろいろの考え方が変わったのかどうか。

これに関連して、控訴の提起については第一審の額の一・五倍、上告の提起については第一審の二倍という額の手数料を負担しなければならぬということに現在なっております。また今度もそうですが、このことはみだりにいろいろ上訴をさせるということを防ぐという意味も相当含まれておると思ひます。民事訴訟法の三百八十四条ノ二というのがあります、これは途中から入つた、そういういふ乱訴等を防止するために入つた規定であるわけですね。これは明らかに上訴権の乱用者に対する制裁として、上訴に関する印紙金額の十倍以下の金銭の納付を命令することができ、こういうことになっておる。ところでこの制度の実情はどうか、そういう必要性があったので特に三百八十四条ノ二というものを設けたのだからと思ひますが、その結果実際にどれだけの制度が適用になっておるかということ、統計等でもありましたらお示しを願ひたいと思ひます。この三百八十四条ノ二の規定と、本法案の九条の第二項の一号に規定してある控訴の提起に対して口頭弁論を経ない控訴の却下の裁判の確定の場合の手数料の二分の一を還付する規定との関連は一体どうなのかという事もあわせて聞きたいのであります。いろいろ質問が続けてありますけれども、ひとつ覚えておいていただきたい。

なお、九条の二項の第一号には、「訴え若しくは控訴」とあつて、上告ということが入つてない。上告の場合には還付は受けられないという理由はどうなのか、その区別した理由はどうか。

以上まとめて、手数料の問題についてお伺ひいたしますが、法務省あるいは最高裁のほうから御答弁を願ひます。

○眞家政府委員 まず第一点の期日の指定、変更あるいは証拠の申し出について手数料を徴しないこととした点でございます。御承知のとおり現行法におきましては、それが独立の手續を開始するものであるといふことを問わず、どんな中間的を付随的なものでありましても、あらゆる申し立てにつきまして印紙を貼用することが要求されておるわけでございまして、その印紙の額は十円あるいは二十円というようなきわめてさまざま額の印紙を張らなければならぬといふふうになっておるのでございます。ところが、申し立ての中には、御指摘の期日の指定あるいは証拠の申し出というように、どんな事件でも必ずひんぱんに行なわれる性質の申し立てがございまして、こういった申し立てにつきましては、本来訴えを起す、あるいは控訴を提起するといふ基本になる申し立ての手数料の中ですまかなわれておるというふうに考へることも不可能ではないわけでございます。そういった当然審理の過程において、あらわれてまいります。しかも数多く出てまいります。そういった申し立てにつきましては、無差別にそのつど、さして意味のないような額の金銭を徴するといふことは、現在におきます手数料の取り方としていかなるものでありうかということが考へられたわけでございます。

なお、そういう申し立てにつきまして、必ず手数料を納めなければならぬということになり

ますと、もしそれを怠つた場合には、その申し立てを却下するとかいうようなことになりまされば、結局は事件の迅速な進行にも差しつかえるというところが起こってくるわけでございます。さらにもみならず、そういったきわめて少額の印紙をそのつど当事者が貼用する、そして裁判所書記官がそれを審査するというようなことになりまされば、当事者、裁判所、ともに非常にわずらわしい仕事に忙殺されることになるわけでございまして、むしろそういったきわめた印紙の貼用、それに伴う事務ということからは解放いたしまして、訴訟の本案の進行に協力する、つまり本案の主張とそれに対する応答とに全力を注ぐということが、望ましい姿ではないかと思つてございませ

そういつた中間的、付随的な申し立てについて現在要求しております印紙の額は、先ほど申し上げましたように、きわめてきつなものでございませから、これを手間と手数料という点から考えましても、この手数料がきわめて軽微でありまして、むしろその手数料を徴するための事務量のほろが金銭的に評価すれば大きいということも言えるのではないかと思われざるわけでございます。また、そういった状況でございます以上、十円、二十円の印紙を貼用するということは、必ずしも制約的な意味があつたとは思いませんし、また、そういった効果を現実に行つてゐるということとはどういつた考えられないわけでございます。これはやはりそういった申し立てに對しまして、それを審査し裁判所が応答義務を負う、そういった制度を利用するための対価と申しますか、手間に對して払われるべきものだという性質におきましては、これは特に変わつていなかつたと思つてございませ

そこで今回、以上申し上げましたような理由によりまして、そういった中間的、付随的な申し立ての大部分につきましては、別に法律の別表で書きましますものを除きまして、徴収しないということにいたしましたわけでございまして、これを高額にして制

裁の役に立たせようという考え方もなくはないと思ひますけれども、それは必ずしも妥当ではないのではないかと。したがひまして、そういった手数料というものの考え方につきましては、従来と変更はいたしてないつもりでございます。そういったきつなものを省略して、基本的なものに含めるといつた考え方でございませ

第二の控訴の提起につきましては、訴えの提起の一倍半、上告につきましては二倍という率でございませが、これは従来明治以来ずっと続けておりました態度でございませし、また外国の立法例などを見ましても、おおむねそういった態度がとられてゐるようでございます。これはおそらく原審の裁判に對して不服を申し立てる、そして上級審にいきませる場合に、第一審での判断資料に加ふるに、さらに新しい判断資料なり、さらに新しい法律問題というものが出てくるわけでございます。そういった丁重な審理をさらに求めるということに見合ふ手数料といたしまして、一倍半あるいは二倍というふうなことになるのだと思つてございませ。もちろん、これは訴訟費用のうち裁判所に納める手数料というものが全然無料ではないといふことは、結果的に申しますと、乱訴なり乱上訴を抑制するといふ作用を営んでゐると思ひませし、訴訟費用の制度としてそうあるべきだと論じてゐる者もあるわけでございます。しかしながら、常にそういった制約的な要素というものを重視いたしまして、高額にするといふわけにもまいりませせん。一倍半、二倍という金額は、東西を問はずほぼ普遍的になつてゐるようと思われざるわけでございます

そこで、御指摘の民訴法三百八十四条ノ二の場合でございますが、これは控訴を棄却いたしまし実際に、控訴が訴訟の完結を遅延させる目的のみのためになされたと認められる場合でございます。これはまさに制約的な意味があるわけでございますが、これは控訴の実体に入つて内容を審査いたしまし、結局その控訴の提起が訴訟をおくらせ

目的だけから出ているのだ、そういった悪意があつたと認められる場合だけに限るわけでございます。これに對しまして、今回民事訴訟費用等に関する法律の九条の二項の各号でいつておりましたものは、却下あるいは取下げの場合でございます。いはば玄關払いの場合でございます。この場合には実質に入らず、いはば入り口で却下される、あるいは取り下げるといつたこととございませ。あるいは必要を裁判所の手間といふことも考えますと、やはりこれは全額徴収するのは不適當であると考えられたわけでございます。もちろん、その中には実質的に見ますと、これは不當な控訴、訴訟遅延のための控訴あるいは上告があつたといふ場合もございませしうけれども、これはとにかくそこへ行き着く前のいはば玄關払いの場合でございますから、そういった判断をいたしまし、制約的に民事訴訟費用法三百八十四条ノ二と同じような取り扱いをここで考えようといふことは、きわめて困難かと考へるのでございませ。したがひまして、そういった区別が出てくるわけでございます。一見いたしますと棄却の場合には返取り上げられてしまし、却下の場合にはこれは返してもらう、おかしいではないかといふ感じもいたすわけでございませけれども、よく考へてみますと、やはりそれは事案が違つたわけでございます。私どもはこれは矛盾した態度であると思ひませ

なお、民事訴訟法三百八十四条二の実情につきましましては、これは裁判所当局からお答え願うといふたしまして、その次の御質問でございますが、民事の第九条第二項の各号でございます。第一号におきましては「口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ」といつたことになつておりました。これはまさしく入り口で、結局裁判所の手数を要しないことになつた場合でございます。上告の場合には「原裁判所における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所

に事件を送付する前における取下げ」これが半額還付の事由になつてゐるわけでございます。やや控訴の場合と異なつておりました。これは控訴提起の方法と上告提起の方法と違ひまして、控訴を提起いたしまし場合には、控訴は原審あるいは控訴裁判所に出すわけでございますが、いはば原審は素通りになつて控訴裁判所に事件が送付されるわけでございます。ところが、上告の場合には必ず原裁判所に上告状を提出いたしまし、民事訴訟法の三百九十九条におきまして、実質でございませませんが、その上告について実質に近い審査が行なわれる、そういった上告審査手続があるわけでございます。したがひまして、その時点をとらえるのが相當ではなからうか。また上告審査に事件が参つてしまし、今度はいはば上告審査は書面審査が原則でございますから、前段階と本段階と申しますか、予備と本番との境界といふものは必ずしも明確に手続上区別されてゐないわけでございます。この場合に控訴と同じように取り扱ふといふことは適當ではない、手続上はつきりとした段階がございませるので、そういった段階でもつて区別をいたしまし、そこで却下あるいは取り下げが生じた場合に原則として半額を還付するといふことにしたほうが適當ではないかと思ひませ

○瀬戸最高裁判所長官代理人 御指摘の民訴法三百八十四条ノ二、これは乱上訴に對する制裁規定でございますが、これがどのくらい行なわれてゐるか、課せられてゐるかといふことについては、全国的な調査をしたことはございませせん。したがひまして、司法統計年表にも記載されておりました。その件数は明らかではありません。しかし、判例集を拾つてみますと、この規定ができてから現在まで最高裁判所で四件、高等裁判所で一件、地方裁判所で一件、この納付金を命じた裁判が行なわれておりました。その額は三千元ないし一万円といふところでございませ

○畑委員 それじゃその次の質問に移ります。今度の民事訴訟費用等に関する法律案、その中

の第二條第六号の訴状などの書記料、これについては最高裁判所が定めることと今度の法律でなっています。その程度を考慮しているのか。私も最近しばらく訴訟の実際に関係しないので、いま幾らだつたか忘れましてけれども、これを最高裁判所が定めることになってはいますが、それをどのくらいに考えているのか、聞きたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

訴状等の書記料の額は、最高裁判所規則で定めるといふことになっております。現在事務段階で予定しております額は、日本工業規格B列五番の用紙一枚につき五十四円、半枚に満たないものは二十五円、その程度のことを考えております。図面につきましては、一葉につき百円程度のところを考慮しております。これは裁判所が交付する正本あるいは謄本等の交付手数料が法案におきまして一枚につき五十円と定められておりますし、戸籍簿の正本、謄本等の交付手数料が一枚につき五十円であるというのを考慮して、この程度の額を考へておられるのでございます。なお現行民事訴訟法では一枚につき十五円という規定になっております。

○畑委員 次に、二条の第七号ですね。当事者などが訴状等提出のために裁判所に提出したその出頭日当、これが訴訟費用に含まれないようになっておられるように思われます。従来はこれは出頭日当で、訴状等そのものもいろいろ提出するの日は日を計上するようになっておられますが、それは今度はどういふふうになつておられるか、郵便料が何かの最低のものになつておられるか、これはどういふことなのか承りたい。

○眞家政府委員 訴状等の書類を提出するために裁判所におもむいた場合の旅費、日当の点でございますが、現在解釈は必ずしも統一されてはおりませんが、あまり直接取り扱ったものはないようでございますが、答弁書提出のための旅費、日当については

訴訟費用にならないというふうな、これは下級審の古い判例でございますが、そういうものはあるようにございます。ただ実務上、訴状あるいは支払命令提出のための旅費、日当が訴訟費用になるというふうな取り扱ひもされておられるようにございます。しかし、今回の法律案によりまして、御指摘のとおり現実に提出いたしましたもそれは郵便料と書留料となる。「第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額」ということになつておられます。

なぜそういうことになつたのかという理由でございますが、今回の法律案は、従来訴訟費用の範囲というものにつきまして法律が概括的な規定をしておりました。「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」というような抽象的な表現で、何かにそれに入るかということに全く実務の慣例あるいは解釈にまかせるということになつてはいたわけでございます。いろいろはつきりしない点がございます。その中で、むしろその訴訟費用となるもの項目を列挙的にあげるといふこと、それからその額にいたしましてはそれぞれそのつどいろいろを考へ方で計算をするという態度をやめまして、はつきりと固定額、固定額といひましても金何円というふうにきめるわけではございませんけれども、客観的に計算できるはつきりした金額に改めたわけでございます。

そこで、訴状その他の書面を裁判所に提出するために出頭したという場合でございますが、これは本来出頭が要求されているわけではございません。ございまして、郵送の方法でも足りることになるわけでございます。そこで訴訟費用の負担をどうするかという点につきましては、やはり敗訴の当事者が原則でございますが、訴訟費用を結局負担する者、その負担といふことも考えなければならぬわけでございます。そういう公平の考慮といふことが必要であるかと思ひます。また計算を単純化する、画一化するといふことが、やはりこの制度の将来にとって望ましいことであるといふふうな考えられるわけでございます。

ういつた公平化をはかるということ、計算の単純化をはかるということから、これは必要を最低限度の費用にしぼつたわけでございます。そういう郵便で足りるものにつきましてはその郵便料金を基本にするということに改めたわけでございます。

○畑委員 そうすると民事訴訟費用法の第九條の当事者、証人の日当という点、これはどうするとの限りにあつて改められたということになりますか。その当事者あるいは証人がどうしても当事者、証人などとして当然出頭を要求されるべき場合に限るんだ。民事訴訟費用法第九條は、当事者、証人の日当としてありまして、それは「当事者及ビ証人ノ日当ハ出頭又ハ取調一度ニ付キ」云々となつておられますけれども、その点はそういうふうな解釈してよろしいことになりませんか。

○眞家政府委員 当事者についてはさうでございます。

○畑委員 次に第四條の第二項、ここに規定する非財産権上の請求の訴えについてお尋ねをいたしたいと思つております。訴訟の目的の価額を現行法上五万円とみなしておられる。これを三十五万円とした理由は何か。この辺若干食い違いみたいなのがちよつと感ぜられるのですが、それを説明してもらいたい。現行法の民事訴訟用印紙法第三條、これには五万円とみなしておられるけれども、民事訴訟法第二十二條第二項ではこれを「三十万円ヲ超過スルモノ」とみなしておられる。その理由はどうか、この辺ちよつとわからない。

○眞家政府委員 財産権上の請求でない訴訟、つまり非財産権上の請求につきましては、裁判所法の規定あるいは民事訴訟法第二十二條の規定によつて、訴訟の目的の価額を算定することができないう場合でございます。これは地方裁判所が管轄権を持つことになつておられるのでございます。この事件は、おもなものといたしましては、会社の設立無効でございますかあるいは合併無効、株主総会の決議取り消しというふうな会社訴訟

訟、あるいは婚姻、親子等に関する身分上の法律關係に関する訴訟が代表的なものだと思はれるのでございます。そういうものはいづれも事件の内容といたしまして複雑困難な部類に属しますし、また、その結果によつて当事者が利益を得た失う、そういう利害の非常に大きいものがあるわけでございます。したがつて、そういう裁判所の手数もかなり当事者の利害も大きいところのこつた事件の手数料の額といふものは、やはりそれに相応した額であることが適当だと思つておられます。ところが、こつた事件につきまして個々別々に価額を法定するということとは困難でございますので、地方裁判所が取り扱ひべき事件だということに着目いたしまして、地方裁判所の取り扱ひ財産権上の請求の訴えの最も低いところの手数料の額に合わせたくわけでございます。つまり三十万円をこえるわけでございます。五万円刻みになつておられますので、三十五万円のところに合わせたくということになるわけでございます。

実際問題といたしまして、こつた事件は訴訟物の価額が三十万円である一般の財産権上の請求に比べますと、よほど事件の本身はむづかしい。複雑で審理に手間がかかるということとは否定できないところだと思つておられます。従来もそういうところから、簡易裁判所、あるいは昔は区裁判所でございますが、区裁判所の取り扱ひ訴訟物の価額の最上限、つまり簡易と地裁との分岐点といふところ、いわゆるみなし価額と申しておりますが、この価額と大体対応しているという關係が認められたのでございまして、昨年裁判所法の改正によりまして三十万円という最上限が定められました。したがつて、これに対応してこの印紙法の額も三十万円をこえる額、つまり三十一万円から三十一万円に上げるということが相当であるといふことの結果的には相なるわけでございます。昨年はお訴訟費用全般につきまして検討をまさに開始してはいた段階でございますが、申し上げて手数料についての構想といふふうな

こともいろいろ案がございまして、必ずしも従来とつてきた方式を踏襲してそのまま金額を改めるというのをしなかつたわけでございまして、今回それを従来行なつておりましたように両者を合わせるということにいたしましたわけでございまして。

○烟委員 次に、別表第一のうちの四の項ですね。「請求について判断をしなかつた判決に対する控訴又は上告の提起」これについて本案判決に対する控訴または上告の二分の一でよろしいということになつておりますけれども、この理由は何か、お尋ねいたします。

○貞家政府委員 別表第一の第四の項におきましては、請求について判断をしなかつた判決に対する控訴または上告の提起につきまして、本来の通常の控訴、上告の場合の半分だということになつておりますが、請求について判断をしなかつた判決に対して上訴いたしますと、訴訟要件の存否、つまり当事者能力あるか、訴権あるか、当事者適格あるかどうかというより審査をいたすことにならざるを得ないわけでございまして、またそれに限られるわけでございまして。そして訴訟要件の存在が認められればこれは差し戻すということになるわけでございまして、その後は差し戻ししてございまして、前の原審の審理が復活するというような形になるわけでございまして。これは民事訴訟法三百八十八条、それを準用いたしました三百九十六条でそういうことになつておるわけでございまして。

したがういまして、そういう訴訟要件に対する判断だけを求める結果になる。そういう立上りしてつきまして、やはり通常の本案まで入つて審理をすることを求める申し立ての場合に比較いたしますと、これは手数もかからない、簡単であるということ、半額にしたのでございまして。

○烟委員 次に、同じく別表第一の八の項ですね。再審の訴えの提起の場合に、簡裁と簡裁以外の裁判所と區別して、簡裁の場合に五百円、それ以外の場合に千円、こうして固定金額とした理由は何か、それを承りたい。

○貞家政府委員 再審につきましては、従来は通常の訴訟と同じような取り扱ひをしていたのでございまして、再審の訴えにつきまして、これは手続を觀察いたしますと、民事訴訟法四百二十条にありまして再審事由の存否を判断するということになるわけでございまして。その存在が肯定されればまた前の審理のやり直しということになるわけでございまして、前の審理を求めた場合の手数料によつてカバーさせるべきではなからうか。いたしますと、その前段階としての再審事由があるかないかということの判断だけであるということからいたしますと、どうしても通常の訴えよりは低額にする必要があるわけでございまして、今回の法律案はなるべくわかりやすくすると申しまして、均一化する、均一化するということから、これは低額に親しむのではなからうか。ただ簡易裁判所事件と地方裁判所以上の事件とはかなり差異もございまして、簡易裁判所につきましては、そもそも訴えの手数料の最低額でございまして、五百円というところに合わせまして、それを下るといふことは適當ではないだろう。そこで五百円として、その他の場合にはその倍額ということにいたしました。千円としたわけでございまして。これはランクが百円、二百円、三百円、五百円、千円というおおむねわかりやすい金額をとつておりますので、そういう結果にもなつておるわけでございまして。

○烟委員 続いて、十八条の第三項の規定によると、「証人、鑑定人及び通事は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証書、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならぬ。」という規定になつておりますが、この法的性質はどういうものなのかということですが、民事訴訟法の規定によりますと、不出頭の場合に對しては民事の二百七十七条ノ二に書いてありますね。「五千円以下罰金又は拘留」に処せられ、このことは同時にまた民事の二百九十三條の宣誓

拒否、民事の二百八十四條の証言の拒否についても同じことになつておりますけれども、民事訴訟法の規定に基づく行政処分または刑事処分のほか、この法案によつてもなお処分を行なう、こういう趣旨なのかどうか。さらに続けて申し上げますが、この規定からは最も悪質な行為であると考えられる宣誓と証言を偽証した場合については何らの規定はないかと思つてもどうか。偽証した場合は含まれないかと思つても、その点公平を失ふことにはならないか、こういう点であります。この点を御答弁願ひたい。

○貞家政府委員 今回の民事訴訟費用等に関する法律案の第十八條の三項に、新たにいま御指摘の規定が入つておるわけでございまして、実はこれと同趣旨の規定は刑事訴訟法百六十四條の二項にございまして。なお、これは証人に関する規定でございまして、鑑定人とかその他につきましては百七十一條、百七十八條で準用いたしております。今度の施行法によつて改正されまして刑事訴訟法の百七十三條の二項でも同趣旨の規定を入れておるわけでございまして。この三項の場合には、あらかじめそういう旅費、日当その他の費用を受けまして結局は出頭しない。したがつて、証人としての義務履行もしないということにございまして、あらかじめ渡したらそれを取り返しますのから、それに対する補償はしません。したがつて、あらかじめ渡したらそれを取り返しますのから、それが当然の事理だと思つておるわけでございまして、民事訴訟費用については従来そういう趣旨の規定がございまして。ただ、これは特に何らかの処分をするという考え方はございまして。実体上、国が当該証人等に対して返還請求権を持つというのを宣明しただけでございまして、これは任意の履行に待つ。あるいはどうしても返さなければ、通常訴訟によつて取り返すというところでございまして、特に制裁的を行政上の処分という意味合いではございしません。したがつて、御指摘のとおり刑事罰あるいは過料の制裁はございまして、それとあわせて何らかの処分が行なわれる、処分が三重になるということに

なるわけではないのでございまして、いわば不当にやつてしまつたから返してもらおうという単純な事柄でございまして。

第二の点で、偽証の場合にどうかという問題でございまして、これは非常にむずかしい問題で、実は御納得いただけけるようなお答えができるかどうかかわらないのでございまして、どうも従来からそういう手当てというものはなかつたわけでございまして。刑事についてもございしません。これを考へてみますと、これは非常に常識的なお答えになるかもしませんが、偽証につきましてはかなり重い刑事罰が科せられております。これは刑法百六十九條でございまして、たしか三カ月以上十年以下の懲役というようになり重刑罰でございまして。そういう点も考慮されることもあるかと存じます。ただ、これは刑事の問題であつて、民事の返還請求とは別ではないかという議論も当然あるかと思つて、この十八條三項についておきますのは、不出頭、宣誓拒否あるいは証言拒否というより非常に形式的に明白なことをとらえまして返還請求権を生ずるということになつておるわけでございまして。したがつて、その処理もすみやかにされるわけでございまして、偽証といふものは、これは偽証罪が成立するかどうかといふことは非常に困難な問題でございまして。形式的に外形的には必ずしも明確でないわけにございまして、そういう場合に直ちに処置するといふことはおそろしく困難ではないかと思つておる。偽証罪が確定するといふよりなことは、本案の裁判が確定いたしました後になつてから初めて起こつてくるわけでございまして、一たんケリがついた償還関係をまたくつがえすというようなことはあまり妥當ではないのではないかとはいふようなことも考へられます。結局そういう法律関係の混乱を避けるということもございまして、むしろこれは費用の負担を命ぜられた者あるいはその偽証によつて損害を受けた者が、偽証した者に対して別途損害賠償の請求をするというところは、これは立証はきわめて困難でござい

なるわけではないのでございまして、いわば不当にやつてしまつたから返してもらおうという単純な事柄でございまして。

第二の点で、偽証の場合にどうかという問題でございまして、これは非常にむずかしい問題で、実は御納得いただけけるようなお答えができるかどうかかわらないのでございまして、どうも従来からそういう手当てというものはなかつたわけでございまして。刑事についてもございしません。これを考へてみますと、これは非常に常識的なお答えになるかもしませんが、偽証につきましてはかなり重い刑事罰が科せられております。これは刑法百六十九條でございまして、たしか三カ月以上十年以下の懲役というようになり重刑罰でございまして。そういう点も考慮されることもあるかと存じます。ただ、これは刑事の問題であつて、民事の返還請求とは別ではないかという議論も当然あるかと思つて、この十八條三項についておきますのは、不出頭、宣誓拒否あるいは証言拒否というより非常に形式的に明白なことをとらえまして返還請求権を生ずるということになつておるわけでございまして。したがつて、その処理もすみやかにされるわけでございまして、偽証といふものは、これは偽証罪が成立するかどうかといふことは非常に困難な問題でございまして。形式的に外形的には必ずしも明確でないわけにございまして、そういう場合に直ちに処置するといふことはおそろしく困難ではないかと思つておる。偽証罪が確定するといふよりなことは、本案の裁判が確定いたしました後になつてから初めて起こつてくるわけでございまして、一たんケリがついた償還関係をまたくつがえすというようなことはあまり妥當ではないのではないかとはいふようなことも考へられます。結局そういう法律関係の混乱を避けるということもございまして、むしろこれは費用の負担を命ぜられた者あるいはその偽証によつて損害を受けた者が、偽証した者に対して別途損害賠償の請求をするというところは、これは立証はきわめて困難でござい

ましよりけれども、理論的には可能でございます。むしろ救済はそれらのほうにいくということになるのではないかと考える次第でございます。

○煙委員 民事上の偽証ですけれども、実際に事件を担当してみると、偽証というのがほとんど明らかかなような事件がずいぶんある。しかし、それが実際偽証で問題にするような例は、立証の困難等もあつてなかなかむずかしいのでありますけれども、証言について記憶がはつきりしないというよりなことが長い期間ではあるけれども、そうでない場合は偽証と見られる場合が非常に多い。しかし、これは結局は裁判所の裁判官の心証ということで解決する以外はない。これは意見です。

次に、訴訟の扶助制度について質問いたしたい。法律扶助協会というのがございまして、その組織とか予算、扶助料の件数、それから運営の実情、法務省以外の諸官庁からも補助がなされておるのかどうか。たとえば自動車関係の運輸省からの自賠法関係の補助があると思つております。その扶助料の基準がいろいろあると思つておりますが、いかなる基準を持つておるか。話に聞くと、生活保護を受けている人でなければなかなか扶助は受けられないというように聞こえておりますが、そうなるとなかなか狭くなつてしまつて、この辺はどういうことなのか、ひとつ総合的に答弁していただきたい。簡単によろしくございまして、時間がかりますから。

○眞家政府委員 法律扶助制度によりまして、訴訟費用あるいは弁護士報酬等の立てかえが行なわれ、また弁護士を付するということによりましてその者の権利を保護するということになるわけでございますが、現在御指摘のとおり、財団法人の法律扶助協会が国の財政的援助を受けてこの事業を行なつております。法律扶助協会は、御承知のとおり本部は東京都に置かれまして、全国の道府県の所在地、北海道にも四カ所ございまして、合計四十九の地方支部を設けまして全国的規模で活躍をいたしております。昭和三十三年以降は国から補助金を受けるようになったのでござい

す。補助金のうち大部分は法務省でございまして、自動車事故に関するものにつきましては運輸省所管のものがございまして、その実績でございまして、発足後昭和四十四年までに扶助の申し込み件数の合計が三万一千六百六十六件、そのうち扶助決定をいたしました件数が一万二千五百六十六件でございます。一昨年度、昭和四十四年度の例をとつてみますと、申し込み件数が五千五百八十二件、扶助を決定いたしましたのが千九百六十八件、三五％ということになつております。

なお、補助金につきましては、四十五年度におきましては、法務省所管のものが七千万円、運輸省所管のものが千五百万円でございます。この扶助を決定いたしました基準としましては、まず資力に乏しい国民であること、それから勝訴の見込みがあるということ、それからその請求が扶助の趣旨に適するものであるということが要件になつておるわけでございます。その第一に申し上げました資力に乏しい国民であることというのは、なかなか基準がむずかしいのでございまして、これは現在の取り扱いといたしましては、生活保護法による保護を受けている者には限らない。むしろそれは統計上は比較的少数であるようでございます。やや古くなりますが、昭和四十年ごろでは十数％にすぎないというよりなことでございまして、結局訴訟のための出費によつて生活を脅かされるおそれのある者ということになるわけでございます。結句訴訟のための出費によつても訴訟のための出費がでないとという人々も救助の対象にされておるという取り扱いであるように聞いておる次第でございます。

○煙委員 いま聞くところによると、生活保護法による生活保護を受けている者には限らぬ、むしろそれはわりあい少ないというお話でございますが、これはひとつやはりそういうふうによつていただきたいと思つておる。場所によつて、そういうことがいろいろとむずかしい点があるようございまして、これはやはり生活保護法による者

に限定すると非常に狭くなりますから、勝つ見込みがあるというところで實際上これを遂行する資力が足らぬという場合には、ひとつできるだけ広げてやつてもらいたいと思つておる。

それから、扶助による訴訟費用の負けたる者のほうからの、負けた場合の求償関係というものはどうなつておるか。それから弁護士に対してはどの程度の費用を払つておるか。それをちよつと簡単に……

○眞家政府委員 訴訟が終了いたしますと、扶助を受けたことと償還することになつておるのでございまして。この償還率は、最近の正確な数字は存じませんが、大体五五％ないし六〇％という程度になつておるようでございます。これは中には分割弁済の方法もございまして、あるは三年以内猶予するということも認められておるようでございます。勝つた場合にも財産的な利益は非常に少ないというような場合には、分割弁済、あるいは徴収をできないという場合もあるわけでございます。また、不幸にして敗訴になりました場合は、これは統計上は非常に少ないのでございまして、その場合には現実には償還請求が行なわれていないというように承知してございまして。

なお、弁護士費用の点でございまして、これも一応予算単価と申しますか、扶助協会のほうで決定いたします予算単価でございますが、四十六年度におきましては、その単価は、一応弁護士の手数料、これは立てかえ金その他だと思つて、二万八千九百円、弁護士に対する謝金というものが四万二千円というふうなきめられておるようでございます。しかし、もちろんこれはいろいろの事件がございまして、ものによりましてはこの単価を大幅に上回る、あるいはこれより少額で済むという場合があることは当然でございます。

○煙委員 平均してだと思つておる。ちよつと安過ぎるような感じがするのです。こういう点は少し思い切つて予算を許す限り——また実際に実績をあげないと予算も次がふえない、そういう傾向にどうしてあると思つておるのです。そこで訴訟救助あるいは訴訟扶助、こういう関係はひとつ相当思い切つてワクも広げて実績もやつぱりあげてやるようにすべきだと私は思つておる。そういうふう

にひとつ運営をしてもらいたい。

いままでの訴訟扶助ですが、訴訟上の救助の制度の運用はどうなつておるかというのを聞きたいのです。訴訟救助の申し立てをする者の資力の程度、これまた生活保護を受けているような人でなければ救助が認められないというように聞いておるのです。この点は実際の運用は訴訟扶助よりもむしろ非常に厳密なんじゃないか、そういうふうにも聞いておりますが、この実情はどうか。これはあまり厳格にするとせっかくの趣旨も没却されると思つておる。特に公害訴訟というふうな場合には、証人や鑑定などの訴訟費用、そういうものがかさむというふうなことから、訴訟上の救助は結局意味のない規定となるようなことになつておるか、国民の権利救済という点からこの点の考慮の必要があるのではないか、こゝろ思つておりますが、その点をどう考えるか、承りたいと思つておる。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 御指摘のように民法百八条におきましては、訴訟費用を支払う能力なき者という要件になつておるわけでございます。通常の場合におきましては、いわゆる生活保護を受けているという方がこれに該当することは明らかでございますけれども、公害訴訟のように多額の鑑定費用を要するといふ場合におきましては、生活に困つていない人でもそれだけの訴訟費用を支払う能力がないという結論にもなりますので、そういう場合には救助が付与されるという結論になりまして、具体的訴訟との関係において訴訟費用を支払う能力があるかどうかということが決定されることになると思つておる。現に富山地裁のイタイイタイ病第二次ないし第五次につきましては、おおむね訴訟救助が付与されておる現状でございまして。

○煙委員 訴訟救助の実績というかそういうもの

で何か統計したいなもの、数字がありますか。あつたらひとつ最近のあり方を示していただきたく。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 昭和四十年以来の統計が出ております。昭和四十年におきましては申し立て件数二百九十一件、四十一年におきまして四百八十四件、四十二年におきまして八百十六件、四十三年千三百三件、四十四年千七百七十件、大例年ふえていくようにございます。以上は申し立て件数ですが、このうちのおおむね八七%というものが付与を受けているという現状でございます。

○煙委員 そういふ制度があることはあるんだけれども、なかなかそれを利用しないという傾向があると思ふのです。この点、最近だといふ数も多くなつてきているようだけれども、ことごとくと思ひますが、さらにそういう点で救済の方法をさらに道を開いてもらいたい、そういうふうにとつ指導、運用をやつてもらいたいと思ひます。

それから最後に、これは訴訟費用の点で聞き忘れたのですが、例の訴訟費用を相手から勝つた場合に取るという訴訟費用の確定決定をもらつてやります。私たちが若い時分には、綿密にその辺計算をして裁判所に出して、訴訟費用の額の確定決定をいただいて、それで強制執行の際にそれをあわせて執行するというのをよくやつておりましたが、私が弁護士をやるときになつてから最近ほとんどそういうこまかなことはやらなくなつた。私のところの事務所だけの関係でもなかつた。また逆に相手になつてやられたこともあまりなくなつた。その点は非常に最近大まかになつておりました。そういう点が最近どういふふうになつておるか、傾向を承りたい。訴訟費用の計算をして確定決定をもらつてそれを執行するという場合が、私は最近非常に少ないのじやないかと思ふのですが、その点はいかがでしよう。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 確定決定の申し立て件数はきわめて少のうございまして、昭和四十年の統計によりますと、全国各地で七百九件、こ

れは全既済件数の一%に当たります。四十一年におきましては七百五十四件、これは全既済件数の一・一%、四十二年におきましては六百七十五件、これは〇・九%、四十三年におきましては六百九件、〇・七%で、四十四年におきましては六百四十六件、〇・八%、百件に一件あるかないかというのが現状でございます。

○煙委員 以上で終わります。

○高橋委員長 沖本泰幸君。

○沖本委員 最初に御質問いたしますが、この改正法案でけれども、裁判所のほうがこの訴訟費用の改正をなせむと早くおやりにならなかつたか、この点について御説明願ひます。

〔委員長退席、小澤(太)委員長代理着席〕

○眞家政府委員 御承知のとおり、民事訴訟費用に関する基本的な法制は明治二十三年、刑事訴訟に關しては大正十年といふきわめて古い法律でございます。それが七十年もたつて初めて本法の根本的な改正をするといふのはおそきに失しているのではないかと御指摘でございます。その点は確かに御指摘のとおりでございます。ただ、これははなはだ言ひわけがましくなるかと存じますけれども、まず刑事訴訟に關しましては、この法律はだいぶ古いのでございますが、大正十年に制定されたわけでございます。事柄が比較的簡單でございますので、それほど不備、欠陥が目立たなかつたという点がございまして、それに反しまして、民事訴訟費用のほうは明治二十三年の法律でございますし、法律自体も非常に抽象的、概括的な規定でございます。いろいろはつきりしない点があつたのでございまして、こゝろいふたいわばコケむした領域にメスを入れるといふことはなかなか一朝一夕にできない。なかなか勇氣が出ないものでございまして、ついおくれたわけでございます。これは一つには、先ほど裁判所当局から御指摘もございましたが、民事における訴訟費用額の確定決定を求め、つまり訴訟費用を問題にするという事件が全体の中で非常に少ない。これは国民性にもよると思ひますし、逆に法律の不

備もあるのではないかと御指摘もあるかもしませんが、けれども、非常に少なかつたわけでございます。したがつて、そういう点から訴訟費用の問題は、従来ともすればあまり重大視されなかつた、軽く取り扱われたといふことで立法のエネルギーが盛り上がりなかつたといふことも一つの原因ではないかと思ふのでございます。ただ、いかに弁解いたしましたも、これは非常に古く放置されておりました。数年來はできる限りの努力をいたしました。ここ二、三年來はもつぱらこの法律を現代的なものにするための努力を傾注いたしましたわけでございます。

○沖本委員 話は別になりますけれども、同じ民事訴訟法で罰金等のこともあるわけですね。これは昭和二十二年といふことになつていふそうですが、これはこのままでございすか。

○眞家政府委員 御指摘のとおり昭和二十四年の施行でございまして、これも早晩何らかの措置をとらなければならぬ問題であると存じます。現在刑法の全面的改正を検討中でございます。その結果に依りましてかなり罰金額というものも考え直さなければならぬ点もあるといふような事情でそのまゝになつていふのでありますが、ただ事務的に必要に応じてそれとは別に検討を鋭意進めていふという段階でございまして。

○沖本委員 むしろ罰金等のほうは、現在の問題に即しまして、より現実的な大事を内容じやないでしやうか。この点いかがでしやう。

○眞家政府委員 確かに仰せのような考え方もできると思ひます。ただ刑法のみならず各種の特別法すべてにわたることでございます。その制定された年代に依りましていろいろその緊急度といふようなものが違ふと思ひますけれども、これはやはり現代の事情に合うように本法で規定するといふこと、何らかの法的措置をとるといふことは必要である、鋭意所管当局において検討中の段階でございまして。

○沖本委員 先ほどのお話でございまして、刑法

の全面改正、こういうものと一緒に合はしてお考えだ、こういうことですけれども、この刑法の全面改正はなかなか進まないのです。こういう罰金等だけがどんどん残つていつて、実際六法全書を見ていつてわれわれが評価すると非常に困るわけですね。ですから国がいろいろな材料に使うときに、罰金がどのくらいだといふことで一つ一つ検討するときに、いまだどうなつていふのだからかと非常に迷うのですが、こういうものこそ先に早くそのときどきに依りて改正されていく、現在に即したものにしなければならぬ、こう考えるわけですが、さらにはこの点どうです。

○眞家政府委員 御指摘のとおりでございます。刑法の全面改正といふことにはらみ合せながら考へるといふことはぜひとも必要かと存じますけれども、必ずしもそれと同時にいふことに考へをきめていふわけはございません。これは必要に応じて別個に検討を進めていふという次第でございまして。

○沖本委員 これは早急に検討していただいて、現実即したようにできるだけそのときどきに改めていただく、こういうふうな方向に向かつていただきたいと思います。

それで、現在の裁判の制度の中に三審制度、こうなつておるわけですが、三審制度はなぜ裁判の過程で必要なのか、この点いかがでございすか。

○眞家政府委員 非常に大きな御質問でございます。正確な御答弁ができるかどうか危ぶむのでございすけれども、まず第一に、何と申しましたも上訴制度といふものが、万一の過誤がありました場合は、その裁判によつて当事者が受ける不利益を救済するといふ点があるかと存じます。それと同時に、ことに上告審におきましては、当事者の不服を機会にいたしまして、上級裁判所による法令の解釈、適用の統一をはかる、それによつて法律秩序の安定を期するといふ点が主たる目的ではないかといふふうに考へるのでございす。

○沖本委員 この中で、裁判所側の責任と考へら

れるような内容のものは、どういふものが法律で規定されておるわけですか。

○真家政府委員 裁判所の責任によって直接にそれが手数料にはね返るといふものは、具体的にはないわけではございません。常に裁判所の過失がある場合の申し立てとかいふものがございせん。結局それは事後になつてわかることではございせん。

○沖本委員 この三審制度の中で、結局上告しなればならない、こういう過程に至るところのその理由ですね。それによつて分けられていくと思ふのですけれども、結局費用がすべて負担せられるという点が出てくるわけではございせん。この費用の点についても、いろいろの理由が出てくるわけではございせん。それを上へ持つて上げなければならぬ、こういうときには、やはり本人の側の準備の不十分とか、理由の申し立てが悪かつたとかいふこともあつたし、あるいは、やはりその審理の過程でまずかつたという点も出てくるのじやないでしょうか。そういう点について、中身ですね、いわゆる裁判所側の責任になつてくるのではないかと思はれるものは、法律でどういふふうの規定されておるわけですか。

○真家政府委員 司法作用でありましたも、ほんとうにその過程で違法がございませう場合に、あるいはこれは議論がございませうけれども、国家賠償の対象になるということはあり得るかと思ひます。これを全く否定することはできないかと思ひます。これを全くとつておきまして、原審の判断と上級審の判断の見解の相違があつたというところから、直ちに原裁判所の判断に違法、過失があつたといふふうにきめつけるわけにはいかないのでございまして、法律解釈といふものに相

対性があるわけではございせん。それによつて違つた場合もございませうし、なお、ことに民事の控訴といふようなものをとつてみますと、それは結局控訴審において原審と結論を異にしたといひまして、それは原審の続きでございまして、事後に新しい資料が出るということもあり得るわけではございませう。

(小澤(大委員長代理退席、委員長着席)) 極端な言い方をいたしますと、本番が控訴審だから、それまで伏せておいて、控訴審で初めてほんとうの主張をするということもあるわけではございませうし、なかなか、訴訟は生きものでございまして、原審が控訴審が結論が違つた、上告審で破棄されたといひましても、必ずしもその状況において、原審あるいは控訴審の判断が誤りである、過失があつたといふことは言えないかと思ひます。ございませう。ことに民事訴訟におきましては、当事者処分主義、弁論主義がとられております関係上、事案の解決のために主張立証の責任は必ず当事者にあるわけではございませう。その負担といふものは当事者にせしめるというたてまえをとつておるわけではございませう。

○沖本委員 たとえて言ひますと、「上告理由」の中で、「上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得」といふふうになつておられます。「絶対的上告理由」という中にも、「左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」の中に「判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ」といふふうな内容もあるわけではございませう。たとへば理由が不備であるとか、釈明権が不行使といふような点、あるいは審理の不足、こういう点が出てくるわけではございませう。この御意見いかがですか。

○真家政府委員 結果的に上告審の判決の表現などを見ますと、これは審理不備あるいは理由不備、理由不備といふようなことがございませう。そのうちに原審は理由がないといふ

は非常に粗漏であつたという感じをお持ちになるかもしれないのでございませうけれども、しかしながら、結局当事者が主張立証の責任を尽くすわけではございまして、当事者がインニアチブをとる。それに対して、原審の裁判所でもちろん釈明権を行使するわけではございませうが、この釈明と申しますのは、やはりそういう弁論主義をとつておりますわが民事訴訟におきましては、いわば公権的な役割りを果たすものでございまして、権限はございませうけれども、これは極端にそういう役割りをあまりにも果たし過ぎてえこひいきをするといふことがあつては、これは公平な裁判とはいへなくなるわけではございまして、その辺はまたやや抑制が必要でございませうし、そういうたある程度の公権的な役割りを果たした上で、当事者の主張を整理し判断をして一つの見解を出したといひました。さらに上級審におきましては、

やはりこれは裁判でございませうから、何と申しましても、個々の事件についての具体的な整理といふものを追求する、またそれによりまして法律の解釈も異なつてくるということ、結論が逆になることはどうしても避けられないわけではございませう。

そこで、そういう場合には、これは結論としてどうしても原審を破らなければならぬわけではございませうが、そういう場合に、その理由といひましては、訴訟法に書いてありますとどれかに当てはめる——当てはめるといふのが不適當であらば、その該当するものをさがすわけではございませう。たとへば審理不備であるとかあるいは経験則違反であるといふようなものは、はなはだはつきりしない概念でございませう。しかし、それは概念がはつきりしないといふことを責めるべきではないか、やはり上級審といふものがほんとうに良心的に自分が裁判をしたとすれば、どうしてもこうでなければならぬといふことになつた、その一種のテクニクといひまして、そういう表現を用いられるといふことがあり得るわけではございませう。私も判例集などを読んでみましても、これ

は非常にきつことばで審理不備、理由不備といふことを書いてございませうけれども、これはやはり非常にきつた問題でございまして、やはり法律解釈の相対性といふことから、こういう違ひが出てくる。それを破棄、原判決の結論をくつがえすために、そういう表現を用いておられることが多々ございまして、その一事をもつて直ちに原審は間違ひである、客観的に採用されなかつたのだからこれは過失があつたのだといふことを断定することはできないのではないか、さように考へておられます。

○沖本委員 いまいろいろ申し上げているのは、お金がなくて、もつと高いところへ持つていきたい、こういうふうな考へてもなかなかできない、こういう人たちが非常に多いわけではございませう。そのために原審が大事であるといふことになつておるわけではございませう。その点も十分裁判所のほうで理解していただかなければならぬわけではございませう。そういうふうな考へた人が非常に多い。こういう問題はやはりよく考へていただかなければならぬ問題ではないのでございませう。そういう点につきましても、しばしば長官からもいろいろの通達が出されておられますけれども、裁判は適正、迅速にやるのが裁判の責任であるといふことになつておるわけではございませう。なかなか結論が出ない。どんどん長引いていく、こういうことが現実にあるわけではございませう。そういうふうになつていく場合にはやはり原審の裁判所の審理不備といふことになつていくのではないのでしょうか。審理の内容そのものよりも、そういうふうな長引いた場合に結局お金の面で困つていかなければならぬ、解決ができません、こういうふうな過程に至つていく。それは事実の問題ですけれども、こうなつた場合はやはり早くしなければならぬといふ点について裁判所のほうにも責任が出てくるのじやないか、こういうふうな素朴に考へるわけではございませう。この点についてはいかがですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所といひましては常に訴訟の迅速な処理、

適正な判断、これに努力いたしてあるわけでござい
ます。

○沖本委員 民事訴訟法の八十九条には「敗訴ノ
当事者ノ負担トス」となっておりますけれども、
いま言ったこととかわるわけですが、審理不
及という原因がなければ敗訴者は負担しなくともよ
いということになるわけですが、原因は裁判所に出
てくる、こういうことになるわけですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 先ほど法務省のほ
うからお答えいたしましたとおり、民事訴訟とい
うのは当事者主義のたてまえてございまして、当
事者が提出した主張、証拠に基づいて裁判所が判
断をする、いわば裁判所はアンパイアの立場にあ
るわけでございまして、結局訴訟の勝敗というの
は当事者の責任に帰せられるというたてまえて
で、民法八十九条以下が敗訴の当事者の負担と
いう原則をきめておられるものと存する次第でござ
います。

○沖本委員 そうすると、最近五カ年間で
破棄とか差し戻しになった事件はどれくらいあり
ますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 昭和四十年以後の
最高裁判所における統計が出ておりますが、大体
三・五%ないし五・四%、最近五年間の統計はさ
よりになっております。

○沖本委員 内容はいかに言えないと思いま
すけれども、こういうふうに変わっていく内容で
やはり裁判所にある程度責任があるのじゃないか
というふうな内容のものはわかりませんか。
○瀬戸最高裁判所長官代理者 最高裁判所は原則
として法律審でございますので、法律の判断を
誤ったという、判断が原審と違うという理由のも
とに破棄、差し戻しされる事件が多いかと思いま
すが、先ほどから申し上げておりますとおり、
法律の解釈ということこれは学説も多様に分か
れる部分が多くないのでありまして、結局法律
解釈の見解の相違というところから破棄、差し戻
しが行なわれているわけでございまして、原審裁

判官に過失があるという結論にはならないかと存
じます。

○沖本委員 ですが、先ほど申し上げたとおり、
裁判の過程が迅速に行なわれたい、こういうこと
で延びていく場合、これはやっぱりある程度考え
なくちゃならないのじゃないでしょうか。私の
知った範囲内でも、この前も御質問したことがあ
りますけれども、一つの裁判が行なわれる過程で
判事さんが十何人かわる、こういうのもあるわけ
です。こういうことになつてくると、途中からみ
んなもとへもとへ、初めからやり直しということ
が何度も何度も行なわれるわけですね。そういう
ことは現実もあるわけですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 訴訟の遅延とかあ
るいは上級審で破棄される場合をなるべく少なく
するように、なお一そう裁判所としては努力をし
たい、こう存じております。

○沖本委員 そういふことは変わつてくると
思うのですけれども、しかし、当事者にとつてみ
ればこれはたいへんな問題なんです。利害が
伴つていき、いろいろな問題がからんできている
わけですから、それがその裁判官の御都合によつ
て、裁判所の御都合によつてとんだん長引いてい
くということになれば、当事者にとつてはたいへ
んな問題になつていくわけですね。ですから、そ
ういふ点についてはなるべく早く済ますように、こ
うなつてくれば一方的ということになるわけだ
ね。その点やっぱり国民のための裁判であるとい
うことをお考えになつていけば、それは何らかの
お考えがもう少し加わつていくべきである、私は
そう考えるわけですね。それは絶対ないとは裁判所
のほうも御断言にはなれないと思うのですけれど
も、極端な例といえますけれども、しばしばある
わけですね。新しくその判例を生まなければなら
ないとかいろいろのことになつてくると、判事さ
んの御都合によつていろいろ変わるといふ事態は
現実にあります。そういう点はいかがでございま
すか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 裁判の遅延の原因
はいろいろございまして、証人が出てこない、あ
るいは当事者が立証を尽くさない、いろいろな原
因がありますが、裁判所側にも全く責任がないと
いうわけではございません。その点はなお一そう
自戒し、努力をしていきたい、こう存する次第で
あります。

○高橋委員長 委員長からも勧告しますが、選挙
違反事件のほうばかり早くやつて、ほかの国民の
生活に直結するものが遅延するようなおそれがあ
るので、大いに勉強してやつてほしいと思つて
います。

○沖本委員 訴訟費用の金額は、控訴の場合は原
審の一・五倍であり、上告の場合は原審の二倍の
額になる。一審より二審、二審から三審と、こ
うだんだん高くなつていく。こういうふうにな
なつていく金額の取りきめというのはどういう段
階できまつたものなのでしょう。

○貞家政府委員 控訴審一・五倍、上告審二倍と
いう手数料の取り方でございまして、これは実は
わが国では近代的な民事訴訟が導入されました以
来、終始そうでございまして、なお、外国におきま
してもこれは相当昔からそういう制度がとられて
いるようでございまして。

○沖本委員 あらまし、これは議論の行き違ひ行
き違ひになりますので、時間がたちますからこの
辺できめていきたいと思いますけれども、この法
律には関係はありませぬけれども、刑事補償法で
死刑の執行による賠償は三百万円、こうなつてい
るのじゃないでしょうか。この点どうですか。

○貞家政府委員 刑事補償法第四第三項でござ
いまして、「死刑の執行による補償においては、
三百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金
を交付する。」ことになつております。「但し、
本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明
された場合には、補償金の額は、その損失額に三
百万円を加算した額の範囲内とする。」というこ
とになつておりますので、三百万円内というの
は、いわば精神的損害に対するもの、慰謝料に当
たるものでございまして、したがって、物質的

な損害が証明されたという場合にはそれに加算さ
れるわけでございまして、それは遺憾ながらどう
も実例がございませぬので、裁判例もないわけ
でございまして。

○沖本委員 自賠法は五百万円になつてい
ますが、その点だいたいおかしんじやないで
すか。その辺が、それは実例がないのじゃないかと思
御検討にならなければいけないのじゃないかと思
います。その点いかがですか。

○貞家政府委員 確かに御指摘のとおり、自賠法
には五百万円ということになつておられるわけ
でございます。決して現在の額が十分だと考えて
おられるわけではございません。これは従来から非常に安
い金額に定められておりました。これは一つには
全くなし無過失責任によるものであるということ、
それからそれ以外に国家賠償法による損害賠償の
請求が可能であるということから来ておられるもの
だと思つておられます。この点につきましては、関係事務
当局におきまして合理的な額というものをいかにす
べし全般にわたつて鋭意検討中でございます。

○沖本委員 これは過去に例がない、こうおつ
つておられるのですが、一例出たらたいへん
なことになります。それこそもう大問題、また
新聞でがたがた、こういうふうなたいへんなこと
になります。こういう点ずいぶん法律的な不備が
現在のところいろいろの問題にいろいろのからん
であるという点、お考えになつていただいで、早
急に全面改正に向かつていただかなければなら
ない、国民の納得いくような、現在の社会情勢、社会
通念に合ったような内容にすみやかに変えていた
だきたいことを要望しまして、質問を終わります。

○高橋委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○高橋委員長 速記を始めて。
これにて三法律案に対する質疑は終了いたしま
した。

○高橋委員長 これより討論に入るのではありませんが、三法律案に対しては討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。
○高橋委員長 御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
〔賛成者起立〕
○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、刑事訴訟費用等に関する法律案について採決いたします。
〔賛成者起立〕
○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案について採決いたします。
〔賛成者起立〕
○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
おはかりいたします。
ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 この際、大臣から発言を求められております。植木法務大臣。
○植木法務大臣 ただいま御採決をこうむりました三案につきましては、いずれも非常にこまかい問題、手続等の問題が主でございます。にもか

かわらず御熱心なる、また綿密なる御審査を賜わりました。しかも総員御賛成の結論を得まして、非常にありがたく存じます。厚くお礼を申し上げます。

○高橋委員長 次に、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
○小澤(本)委員 まず第一にお伺いしたいことは、裁判所法改正、この前の国会において審議されました、その際に、附帯決議として参議院において、法曹三者の間で十分に今後の意見の調整をする。「今後、司法制度の改正にあたっては、法曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)の意見を一致させて実施するように努めなければならない」というのが参議院法務委員会の附帯決議になっております。

今回、この民事訴訟法の一部改正法律案が御提案になりましたが、この提案に至るまでの間にはたしてこの三者の間の十分な意思の疎通がありましたかどうか。最近、私も非常に憂慮いたしておりますのは、とかく裁判所と日弁連あるいは法務省、この三者の間に円満な話し合いが進んでおるといふ雰囲気必ずしもないのじやないかというところを、実は憂慮いたしております。そういう関係もございまして、この法案提出に際しまして、いま申しましたような附帯決議に従ってどのような努力を払われましたか。そのことにつきまして第一に伺っておきたいと思っております。

これに關しまして、日弁連のほうから私どもに要望書というのが出ております。これは御当局もごらんになったと思っております。その中にやはり十分な協議ができていないということが書いてあります。また「法曹三者の協議等に関する経過メモ」というのがあります。それを見ましても、裁判所と日弁連との間には、この裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に關して、今

後十分な連絡をとっていきたいという申し出が日弁連に最高裁のほうからあり、また、それに法務省を協議に参加させるかどうかということについての意見を聴取しておいたような経過が書いてあります。その話がかないさなかに、まさに昭和四十五年の十二月二十五日ごろに、突如として法務省の民事局参事官室から、民事訴訟法等の一部を改正する法律案が提示され、また四十六年の一月二十五日に、法務省がこの法律案を法制審議会民事訴訟法部会に付議したということ初めて日弁連が知った、こういうことになっておるようでございます。おそらく実質的には、法務省と最高裁と日弁連との間にいろいろ話し合いがあったこととは思いますが、ひとつその間の経過を御説明いただきたいと思っております。どなたからでもけっこうです。

○川島(一)政府委員 私からお答えいたします。昨年の裁判所法の一部を改正する法律案の御審議の際に、参議院の法務委員会におきまして、司法制度の改正に關しては、法曹三者がその意見を一致させた上で法案を提出するようにとめるべきである、こういう趣旨の御決議があったことはそのとおりでございます。この件につきましては、参議院の御決議を待つまでもなく、私どももいたしまして当然なすべきことであり、司法制度に關する問題は、法務省、裁判所、弁護士会三者の一致した意見に基づいて行なうのが何よりも必要なことであると考えておりますので、私どももまたそのような考えで事を処理してまいりました。また今回の民事訴訟法等の一部を改正する法律案の国会提出につきましても、そのつもりで努力をいたしてまいりました。

その経過を申し上げますと、この法律案を今度の国会に提出しようということがまじりましたのが昨年の秋でございますが、要綱を作成いたしました。昨年の十二月、大体要綱がまじりましたので、法務省の民事局の参事官が日本弁護士連合会に参りまして、事務総長と次長にお目にかかりまして、要綱案についての御説明をいたしたわけで

ございます。これは十二月十六日ごろだというふうに記憶しております。それから年が明けまして、今年一月九日であったと思っておりますが、日本弁護士連合会の中に置かれております委員会、司法制度部会というのがございまして、そこでこの法案を審議するという御連絡がありましたので、民事局の係官三名がこの委員会に出席いたしました。法案の内容を御説明申し上げるとともに、質疑応答などを行なったわけでございます。午前中の部会にはそういうことで出席いたしました。午後には全体会議が開かれるというので、こちらからは出席を差し控えたわけでありますが、あとで伺うところによりますと、この全体会議において、内容についても特に異論はなく、弁護士会の実質的な了承が得られたと考えてよいだろうというような御連絡を受けたわけでございます。今度の国会は御案内のとおり非常に会期が短いというので、私も法案の作成を非常に急いでまいりました。その後、特にこの関係で弁護士会のほうの御審議も開かれなかったために、大体了承は得られるであろうと期待しておいたわけでございます。

そうして一月二十六日に、これは直接弁護士会との関係ではございませんけれども、法務省の内部に置かれております法制審議会の民事訴訟部会と強制執行部会の合同会議を開催いたしました。ここでやはり今回の民事訴訟法の改正につきまして御説明をいたし、その合同部会の方何人か参加しておられるわけでございます。そうしてこの法案の閣議提出が二月二十日というふうに予定されておりましたので、法務省といたしましては、大体これで連絡は終わったというふうに考えまして、そのままたこの法案を閣議決定いたしましたわけでございます。

先ほどおことばにありました弁護士会の要望書なるものがその後つくられました。そして国会議員の先生方のほうに参つておられるというのを伺いまして、実は、はなはだ驚いたような結果でございます。これを聞きまして後におきまして、

私どももいたしましたし、日本弁護士連合会に参りまして、いままでの経過などから、何とかこういう形でおさめていただきたいということをお願いして、以上申し上げたような経過によって、弁護士会の同意をいただける努力は十分にいたしてきつたつもりでございます。

それから、最後にお話のございました三者協議会の問題でございます。これは当初日本弁護士連合会と最高裁判所の間でそうした協議会をつくらうというお話が進んでおつたようでございますが、私どものほうにそのことが伝わりましては、一月の——正確にはちよつと日時覚えてはおりませんが、一月の下旬であつたと思つては

そこで私は、できるものならばそういつた協議会を開いていただいで、この案もこれにかけたいと考えておつたわけでございますが、法務省といたしましては、三者協議会を設置するについては、もう少しいろいろと構成その他についてお打ち合わせをしていただいたほうがいい、いま直ちに早急に、将来どういう形で運営されるかということをはつきりさせないままにつくってしまうのは、また問題になるかもしれないから、このことは一応今回の民訴の問題とは切り離して、ゆつくり三者の間で御相談をしようということになりましたので、この法案提出の際には、この三者協議会が開かれるに至らなかつた、こういう状態でありました。

○小澤(太)委員 この提出法案に限っては三者協議会という形ではないけれども、実質的にはいま申されたように、昭和四十六年の一月九日に日弁連の司法制度部会に法務省の担当官が出て改正の趣旨を説明して、全然反対がなかつた。それで了承を得たものと思つて、今度は民事訴訟法を法制審議会にかけた、こういうことでございますね。

そこで、これは形式的な形の上では話し合いがいわゆる三者協議会という形ではできなかったにしろ、現実には意思の疎通をはかつて、その判断に基づいて提出したということで一応私も了承できるのでありますが、さて根本的に、本法案ばかり

でなしに、今後立法について三者協議会という形で行くべきものであるかどうか。これもまた日弁連からいただいた要望書に書いてあるのでありま

すけれども、裁判所と弁護士会との連絡協議会はずつと開かれておるようでありまして、これはどうですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 裁判所と弁護士会とは昨年の秋以来連絡協議の場を持ちまして、この簡易裁判所の専属管轄に属する事件についての請求異議事件、これが三十万円をこえる場合には地裁に移すという附帯決議の内容を実現したいというところは伝えてございます。

○小澤(太)委員 私が聞きたいのは、そういう具体的な案件についてはもちろんでございますが、一つの協議機関としての連絡協議会というものをもちたつておられるかどうかというのと、これに法務省を参加させるについては日弁連の意見を聴取しておられるようでありまして、日弁連からどのような回答があつたのか。それから昭和四十六年一月二十九日には法務省から、この附帯決議のみを審議する三者協議には不参加を表明されたか書いてありますけれども、この意味は日弁連から聞かなければわからないけれども、今回の法案の審議に関するのか、今後のいわゆる三者協議会というものを考えることは不賛成であるのか、こういうことについてのほうはつきりしたことがわからないので、一応裁判所と法務省からお答えいただきたいと思つてます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 裁判所と弁護士会との連絡協議会は現在も引き続き開かれておりまして、これに法務省が参加するように裁判所も協力している段階でございます。

○川島(一)政府委員 法務省といつたにしても、今後の問題として裁判所、弁護士会、法務省三者の協議会を持つことについてはもちろん異論はございません。その方向でいま日弁連のほうにもお話をしているところでございます。

○小澤(太)委員 法曹三者がよく話し合い、意思疎通させながら、日本の司法行政に遺憾なきを

期する、裁判の公正あるいは司法行政の公正をはかる、これは当然のことでございますし、またそのことが願わしいのでありますが、とかくいろいろな風評を耳にいたしまして、必ずしもしつくりいつていない。いつていないのは当然のことでございます。それぞれ立場があり、それぞれ職分があるわけでありまして、その職分と立場に立ってこそ、それを堅持しながら三者の間で話し合いをして、必ずしも意見一致はできないものもありまして、少なくとも了解を得る、理解を得るといふ努力をしながら運営されることが望ましい。現在新聞等にもいろいろ出ております。そういうことから特に痛感いたしましたので、この際法曹三者、特に裁判所、法務省の両民事局長からたたいま御答弁がありましたように、今後はひとつ、三者協議会という形を持つか持たぬかは別でございますけれども、その点に遺憾ないようにお願いを申し上げます。

次に、法案の内容に入りたいと思つてます。第一点は、簡易裁判所で成立した和解にかかる請求の額が三十万円をこえる場合にはその請求異議の訴え等の管轄裁判所を地方裁判所とするというのがこの法案の改正の趣旨でございますが、これはどういうことでございますか、御説明をいただきたいと思つてます。

○川島(一)政府委員 お答えいたします。御承知のとおり、簡易裁判所は軽微な刑事事件も取り扱いますが、比較的小額な民事事件を簡易な手続で迅速に処理するという目的のために設けられた裁判所でございます。したがって、簡易裁判所で取り扱う民事訴訟といつたしましては、訴訟の目的物の価額が三十万円以下の事件を取り扱うことが原則となっております。

ところで、たたいまお話に出ました、簡易裁判所で成立した和解に関する請求異議などの執行関係の訴訟につきましては、民事訴訟法に特別な規定がございまして、現在の制度のもとでは、訴訟物の価額にかかわらずすべて簡易裁判所にその訴えを提起しなければならぬ、こういうことになつております。したがって、場合にによりまして三十万円以上の、たとえば百万円、二百万円あるいは千円といった事件でも簡易裁判所にこういう訴訟が係属する場合があります。こういうことになるわけでございます。しかしながら、このようなることは、最初に申し上げました簡易裁判所に比較的小額な事件だけを取り扱わせる、そして簡易迅速に結論を得よう、こういう簡易裁判所の設立の趣旨にかんがみますと、必ずしも適当でないと思われまして、そこでこの場合におきまして一般の訴訟と同じように三十万円を区切りまして、三十万円以上のもは簡易裁判所ではなく地方裁判所の管轄にしようというのが今度の法律案の趣旨でございます。

なお、この点につきましては、以前から問題がございまして、昨午法務委員会におかれまして裁判所法の一部を改正する法律案の審議の際に附帯決議として、この点の検討をお求めになつたところがあるわけでありまして、法務省といつたしましては、そのような事情も考えまして、裁判所と協議いたしまして、このような改正をいたすこととした次第でございます。

○小澤(太)委員 この改正法によりまして、地方裁判所の専属管轄に移る三十万円以上の件数はどの程度のものになりますでしょうか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 従来の統計によりまして、年間百五十件程度のものになります。

○小澤(太)委員 地方裁判所に移すのが百五十件、その程度ですか。これは前の衆議院の附帯決議の第五項にありましておろを法の改正によつて実現するということでございますので、その点は了承できるのでございますが、次にやはり附帯決議の關係でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所へ移送する」とあること、これは衆議院の附帯決議の趣旨でございますが、衆議院の附帯決議の第三項に、「簡易裁判所の民事關係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の取扱については、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用」つまり移送の活用によりまして、「簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判

所において処理しうるより努めるとともに政府及び裁判所はこれに関する法改正についても検討すること。また参議院におきましても同様の附帯決議をしております。

この点につきましては、法務省においても検討を加えておられると思いますが、今回の法改正にはそのことが出ておりません。これはどのような扱いをされるつもりでございますか、お聞きいたしたいと思っております。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 附帯決議の趣旨は、まず運用をしっかりとやり、それで足りなければ立法も考えるという趣旨と存じまして、まず裁判所としては自庁処理ないしは裁量移送の制度を大いに活用しようというたてまえに立ちまして、その旨の通達も出し、中央会を開き、あるいは本年に入りましてはブロックの簡易裁判所理事會を開きまして、もし簡易裁判所の事件であつても地方裁判所で受理してもらいたいという要請があつた場合には、なるべくこれを受理しようというたてまえをとつております。また、簡易裁判所の管轄に属する事件でございますも、複雑困難なものは地方裁判所に移送しようという趣旨を、会同等において徹底しておるわけでございます。

裁判所法が改正せられて実施せられたのは、昨年七月一日からでございますが、七月一日以後昨年未までの間に要請受理によりまして地方裁判所が受け付けた事件が、一カ月平均百七十五件、裁量移送によつて簡裁から地裁に管轄が動かされた事件が百二十四件、合計三百件程度のものが、本来簡裁の管轄のものを地裁で処理しているという実情でございます。なおこの運用の状況をさらに見きわめた上で、立法の要否ということを検討していきたいと存じている次第であります。

○小澤(木)委員 それでは、ただいまのところ立法の必要は一応なし、その運用でもって十分に附帯決議の趣旨を達成していきたい、こういうお考えでございますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

○小澤(木)委員 それでは、今回の改正案にありまます決定書、命令書、調書等の署名捺印を記名捺印にかえるということになるのでありますが、これを改正する理由について御説明をいたしたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 御承知のとおり、民事裁判関係の文書は、裁判書にいたしましては、また調書にいたしましては、あるいは当事者が提出する訴状、準備書面にいたしましては、すべてその作成者が署名捺印するというのが法律で定められております。最近、裁判所の事件がかなり増加しておりますので、それに伴ひまして、このように作成される書類も相当の數に増加いたしております。

ところで、民事裁判関係以外の文書の作成方法というものを見ますと、必ずしも常に署名捺印が要求されておるとは限らない。むしろ記名捺印でまかなつておられるものが非常に多いわけであります。たとえば商取引の分野におきましては、手形、小切手の場合にももちろんすべて記名捺印でよいことになつております。それからまた官庁関係の文書におきましては、これは行政官庁のみならず特許審判のようなものも含めまして、非常に広い範囲において記名捺印制度が採用されております。それからまた同じ裁判の分野におきましては、刑事裁判の関係では、昭和二十六年に規則の改正がございまして、それによつて判決書以外の文書につきましては、ほとんどすべてが記名捺印でよいということになつておるわけでございます。

最近いろいろな文書の型なども変わつてまいりましたし、またいろいろな文書の整理の方式その他も変わつてまいりました。それから民事裁判の手續の面でもいろいろ改良が行なわれておりますが、ひとりこの署名捺印の点だけが、明治時代の昔から民事裁判の分野ではずっと取り残されておるわけでございます。この点を何とかしたいというのが裁判所の現場の要望であるというふう聞いております。裁判所で特に忙しいところでありますと、一人の裁判官が一日のうち何十となく署名をしなくちゃならない、こういうところもあるよ

うでございます。そこで民事裁判につきましても、判決書を別といたしまして、それ以外の文書については、原則として記名捺印でもよいということにしていただけると非常に裁判事務の近代化がはかれるのではないかと考えまして、このような改正をお願いしたわけでございます。

○小澤(木)委員 記名捺印と署名捺印はどういうふうに違ふのですか。

○川島(一)政府委員 署名捺印というのはその作成者がみずから自分で氏名を記載いたしまして、そして判を押すことでありますが、記名捺印の場合には、名前を書くほうは必ずしも本人が記載しなくてもよい、あるいはタイプに刷つたものに判を押しても記名捺印になりますし、またゴム印を使つて名前の部分を表示して、それに判を押す、これでもよいわけであります。ただいづれにいたしましては、捺印の関係は、これは自分で判を押すことになります。記名の部分をみずから記載するか、あるいは他人に記載してもらつてもよいというだけの違いであります。

○小澤(木)委員 署名ならば必ず自分が書かなければならぬ。記名の場合は印刷してあつてもよろしい。捺印ですが、これは必ず本人が押さなければならぬものだと思つておるのですが、間々書記官に預けつぱなしで押さしておるといふ例もあつたように聞いております。そういうよりなことは厳格に、捺印はみずから押すんだということにはつきりしてあるわけですか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 そもそも裁判書といふものは、裁判官のみならずその内容を決定した上で慎重に作成すべきものであることは言うまでもないこととございまして、今回の改正によつてその点は全く変わらぬのでございます。必ず裁判官がその裁判書に目を通して、内容を確認した上でみずから捺印をするということは、従来といふさかも変わるところはありません。ただ、従来は署名した上で印を押していた、それが記名に印を押すという違いがあるだけでございまして、裁判書の内容の決定や判を押すということを他人

に代行させるようなことは決してあり得ないわけでございます。これは裁判官に課せられた義務でございますし、また、裁判実務において確立した取り扱ひでもございまして、これは従来と少しも変わりはないと思ひます。

○小澤(木)委員 とかく書記官判決とかいわれておりました、裁判官がこういう決定書、命令書等は書記官にまかせきりであるというふうなことをとかくいわれることがあるのですが、そういうおそれは絶対にない、しかも、決定書、命令書等は、裁判官のみならず原案を書いて、浄書等はあるいはほかの者にやらせるかもしれないけれども、確認した上でみずから判を押す、こういうことが間違ひなく行なわれるという保証があるわけでございますか。——それではよろしうござい

ます。

次に、先ほど法務省の民事局長から御答弁がございました刑事裁判関係では、昭和二十六年の刑事訴訟規則の改正で、署名捺印を記名捺印にすることができるといふことになり、かなり簡素な率化が行なわれておるといふことでございまして、今回は、憲法七十七条の最高裁判所が定める規則でやらざるに法律でやるというのでありますから、刑事の場合とタイプが違つたわけであります、これはどういふ事情でありますか、伺いたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 刑事の場合におきましては、裁判書あるいは調書などの作成方法と申しますか、いまも申しました署名捺印するかどうかといつたような点は、法律に規定がございませぬので規則で定められておるわけでございます。したがつて、規則の改正によつてこれを行なうことができる。ところが、民事訴訟のはりではすべて法律に記載してございまして、したがつて、法律を改正しなければ法律と抵触する規則を制定することはできませんので、どうしても法律の改正が必要になる、こういうことでございまして、

なお、補足的に申し上げますと、実は昭和二十六年に刑事関係の改正がございまして、その後民

事につきましても、同じように改正をしたほうがよからうという意見が出てまいりました。そこで、昭和二十九年に、実は民事訴訟法の改正法案を当時提出いたしてあります。ところが、その際には、今回の法案とは異なりまして、署名捺印をするかどうかといったような点についてはすべて民事訴訟法の中から落としてしまつて、そういうそれは別途最高裁判所の規則で定める、こういう考えのもとに改正案をつくつたわけでございませう。ところが、その法案を審議された委員会におきましては、現在法律でまわつてゐる事項をわざわざ落としてしまつて、そうして規則に譲るといふことは問題があるという御意見が多数でございまして、その結果その点の改正は見合せるという事になったのでございませう。そういう経過がございませう。

○小澤(木)委員 そのいう経過で、昭和二十九年の提案はまとめて規則にゆだねるという改正案だったので、それが否決されたという形になつておりますので、今回は規則によることなしに法律でもつてこの改正をしようという趣旨だと了解いたします。

そこでお尋ねしたいのは、せっかくこのような法改正をいたしましたし記名押印にかえることができる、これはできるですから、原則はやはり署名捺印だと思つて、原則と例外という形に考えていいかと思つて、実際上の能率の向上というよりな効果からすれば例外を多く認めたいという法改正の趣旨に合ふと思つて、が、しかし一面、裁判書につきましても相当重要なものもありまして、重要なものもある、何もかも簡素な率化ということで記名押印にかえてしまつていいことになると、これまた趣旨に反する、裁判の信用と申しますか、そういうものもかわつてまいりませう。したがしまして、その間をどのように扱い、仕分けていくかという問題があるうかと私は思ひます。

まず、それより先に、かりにこの法案が通つたとして、どの程度の件数が記名押印の対象になるものか、ちよつとその数字をお知らせいたしたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 過去の統計によりますと、年間調書の件数が百七十万件、決定、命令の件数が約百万件でございませう。

○小澤(木)委員 それは全部を記名押印の対象にしたという数字ですか。その中の重要なものは除いて、いわゆる軽微なものとして考へて百七十万、百万件ということになるわけではございませう。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 調書百七十万件と申し上げましたが、調書については本改正法によりまして裁判官の押印のみになるわけではございませう。その件数が百七十万件ということではございませう。

それから、決定、命令が百万件と申し上げましたのは、全決定、命令の事件数全部でございませう。

○小澤(木)委員 時間がございませぬので、あつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。

たつた、はしよつて質問いたしたいと思ひますが、先ほど言いかけてました重要なものと軽微なもの、つまりあくまで署名押印でやるべきものとそうでないもの、記名でやるものという区別はどういうふうにつけるかという問題があるうかと思ひます。